

第九十
後宇多院

第九十三
後二條院

第九十五
後醍醐院

〔神皇正統記 龜山〕此天皇を繼體とおぼしめしおきてけるにや、后腹に皇子うまれ給ひしを、後嵯峨とりやしなひまして、いつしか太子に立給ひぬ、後深草其時新院の御子もさきだちて生れ給ひしかども、ひきこされましにき、太子は後宇多にまします、御年二つ、深草の嵯峨后、後深草龜山、の御あはひにあらそはせたまふ事ありければ、關東より母儀大宮院後山嵯峨后、藤原嫡子、にたづね申けるに、先院嵯峨の御素意は、當今龜にましますよしを仰つかはされければ、事さだまりて禁中にて政務せさせ給ふ、

○按ズルニ、五代帝王物語ニハ、去程に十七日○文永九年二月卯の時に、法皇○後嵯峨つひに御事されさせ給ふ、○中抑御治世上中御處分いかゞ御計有らんと、上も下もおぼつかなく侍しに、御遺誠とて御忌中の程は披露なし、五旬の、ち女院の御方にて御附屬狀をひらかれて、前左府筆を執て、御方々の御分かきわけて、奉行院司親朝朝臣を御使にて、内裏、新院へ參らせらる、されども御治世の事は關東計申べし、六勝寺鳥羽殿なども御治世につくべきよし仰おかる、さて關東へは仁治に踐祚ありし事は、泰時計申たりしかば、其例違ふべからず、彼例に任て内裏○龜山新院○後深草いづれにても計ひ申べしと、宸筆の勅書にてつかはさる、是も五旬の後つかはされしかば御返事いかゞ申さむずらんと、兩御方の人々心を盡して思ひあはれ、たる有様、さこそ